

お客さま各位

株式会社りそな銀行

アパート・マンションローン繰上返済手数料に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご利用いただいておりますアパート・マンションローンの固定金利特約期間中の繰上返済に伴う手数料を、2018年10月1日より手数料および違約金に変更させていただきます。変更前に比べ、お客さまのご負担が大きくなることはございませんが、あらかじめ内容についてご了承頂きますようお願い申し上げます。

なお、変更後の手数料および違約金、諸規定の詳細については以下をご確認ください。今後とも、りそな銀行をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

アパート・マンションローンお手続きに関する手数料

	変更前	変更後
変動金利期間中の繰上返済手数料 (全額・一部とも)	16,200円	16,200円(変更なし)
固定金利特約期間中／全期間固定金利の繰上返済手数料 (全額・一部とも)	16,200円＋対象元本金額×固定金利期間の残存年数(※)× 0.54% ※ 固定金利期間の残存年数の1年に満たない部分は、1年365日とする日割計算とします。	16,200円のみ
固定金利特約期間中／全期間固定金利の繰上返済違約金 (全額・一部とも)	なし	対象元本金額×固定金利期間の残存年数(※)× 0.50% ※ 固定金利期間の残存年数の1年に満たない部分は、1年365日とする日割計算とします。

金銭消費貸借契約規定

	変更前	変更後
第2条	(繰上返済) 3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。ただし、当該手数料に変更があった場合には、以後変更後の手数料を支払うものとします。法令等の改正による消費税率等が変更された場合にも同様とします。	(繰上返済) 3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料および違約金を支払うものとします。ただし、当該手数料および違約金に変更があった場合には、以後変更後の手数料および違約金を支払うものとします。法令等の改正による消費税率等が変更された場合にも同様とします。
第8条	(借主からの相殺) 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。 2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。 3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。なお、期限前弁済について特別の手数料等の定めがあるときは、その定めによるものとします。	(借主からの相殺) 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。 2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料、違約金および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。 3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。なお、期限前弁済について特別の手数料および違約金等の定めがあるときは、その定めによるものとします。

本件に関するご質問、お問い合わせは、アパート・マンションローンの取引店までお願い致します。

利率および返済方法等に関する規定（借入時変動金利・返済額 5 年毎見直し方式）

	変更前	変更後
第 13 条	<p>（アパート・マンションローンについての繰上返済の禁止）</p> <p>お申込みがアパート・マンションローンである場合、固定金利特約期間中は借主がローン債務の一部または全額繰上返済を行うことができないものとします。ただし、固定金利特約期間中の繰上返済を銀行が特に認める場合には、借主は銀行所定の手数料を支払うものとします。</p>	<p>（アパート・マンションローンについての繰上返済の禁止）</p> <p>お申込みがアパート・マンションローンである場合、固定金利特約期間中は借主がローン債務の一部または全額繰上返済を行うことができないものとします。ただし、固定金利特約期間中の繰上返済を銀行が特に認める場合には、借主は銀行所定の手数料および違約金を支払うものとします。</p>
第 15 条	<p>（各条項の手数料およびその他手数料）</p> <p>借主は、前記第 7 条第 3 項、第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条、第 1 3 条の各条項で定める手数料の他、金銭消費貸借契約証書にもとづく借入について借入条件の変更等変更契約を締結する場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。ただし、当該手数料に変更があった場合には、以後変更後の手数料を支払うものとします。法令等の改正により消費税率等が変更された場合についても同様とします。</p>	<p>（各条項の手数料とその他手数料および違約金）</p> <p>借主は、前記第 7 条第 3 項、第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条、第 1 3 条の各条項で定める手数料および違約金の他、金銭消費貸借契約証書にもとづく借入について借入条件の変更等変更契約を締結する場合には、銀行所定の手数料および違約金を支払うものとします。ただし、当該手数料および違約金に変更があった場合には、以後変更後の手数料および違約金を支払うものとします。法令等の改正により消費税率等が変更された場合についても同様とします。</p>

利率および返済方法等に関する規定（借入時固定金利選択・返済額 5 年毎見直し方式）

	変更前	変更後
第 13 条	<p>（アパート・マンションローンについての繰上返済の禁止）</p> <p>お申込みがアパート・マンションローンである場合、固定金利特約期間中は借主がローン債務の一部または全額繰上返済を行うことができないものとします。ただし、固定金利特約期間中の繰上返済を銀行が特に認める場合には、借主は銀行所定の手数料を支払うものとします。</p>	<p>（アパート・マンションローンについての繰上返済の禁止）</p> <p>お申込みがアパート・マンションローンである場合、固定金利特約期間中は借主がローン債務の一部または全額繰上返済を行うことができないものとします。ただし、固定金利特約期間中の繰上返済を銀行が特に認める場合には、借主は銀行所定の手数料および違約金を支払うものとします。</p>
第 15 条	<p>（各条項の手数料およびその他手数料）</p> <p>借主は、前記第 1 条第 5 項、第 1 2 条、第 1 3 条の各条項で定める手数料の他、金銭消費貸借契約証書にもとづく借入について借入条件の変更等変更契約を締結する場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。ただし、当該手数料に変更があった場合には、以後変更後の手数料を支払うものとします。法令等の改正により消費税率等が変更された場合についても同様とします。</p>	<p>（各条項の手数料とその他手数料および違約金）</p> <p>借主は、前記第 1 条第 5 項、第 1 2 条、第 1 3 条の各条項で定める手数料および違約金の他、金銭消費貸借契約証書にもとづく借入について借入条件の変更等変更契約を締結する場合には、銀行所定の手数料および違約金を支払うものとします。ただし、当該手数料および違約金に変更があった場合には、以後変更後の手数料および違約金を支払うものとします。法令等の改正により消費税率等が変更された場合についても同様とします。</p>

以上